

政策会議 議事概要

1. 審議日時：令和2年6月12日（金） 10時00分～10時35分
2. 場 所：第一会議室
3. 事 案 名：令和2年度に策定予定の市政に係る重要な計画の策定時期について
4. 出 席 者：市長、辻副市長、山崎副市長、市長公室長、総務部長、秘書課長、財政課長、行政経営課長、同課補佐
＜所管部局＞企画財政部長、政策企画課長、同課補佐、同課係長
5. 審議概要：

(1) 事案の論点

- 令和2年度に策定予定の市政に係る重要な計画について、新型コロナウイルス感染拡大の影響により策定を延期する計画や予定通り令和2年度中に策定する計画等の策定時期の方針を決定したい。

(2) 説明概要

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和2年度策定予定の26計画について、「事業の実施にあたって策定が必要となる計画及び国の通知等により策定時期が指定されている計画」「コロナの影響を計画に反映させる必要がないまたは低いと考えられる計画」「コロナの影響を計画に反映させる必要が高いと考えられる計画」の3類型に分け、策定時期については「令和2年度中に策定する」「令和2年度中の策定は見送る」「基本的に策定時期を1年延期し、令和4年4月スタートとする」とした。
- 新総合計画の策定を延期するにあたり、現計画の延長について、議決するか否かを議会側と協議する必要がある。

(3) 質疑・意見等

- 「令和2年度中に策定する」計画も会議体の開催ができないという影響を受けている。「令和2年度中の策定は見送る」計画について、会議体が開催できないという理由だけで計画が策定できないとは言えない。会議体の開催日程を7月以降で調整できないのか。
（回答）令和2年度中の策定を見送る計画は、今年度のみで策定する計画もあり、スケジュール的に難しい面がある。「令和2年度中の策定は見送る」に整理している計画については、スケジュールの見直しなどについて、改めて個別に状況を確認する。
- 現総合計画の延長について議決とならない場合、どのような手続きとなるのか。
（回答）議会への報告を想定している。
- 今後、会議体を開催するにあたっては、集合形式だけでなく、遠隔方式での開催や書面開催など、様々な方法を考える必要があるのではないかと。
（回答）会議の方法については、各会議体で十分に検討するようにしたい。

(4) 審議結果

継続審議とする。「令和2年度中の策定は見送る」に整理している計画については、改めて個別に状況を確認した上で、再度政策会議に諮るものとする。

政策会議 議事概要

1. 審議日時：令和2年7月7日（火） 14時00分～14時10分
2. 場 所：第一会議室
3. 事 案 名：令和2年度に策定予定の市政に係る重要な計画の策定時期について
4. 出 席 者：市長、辻副市長、山崎副市長、市長公室長、総務部長、秘書課長、財政課長、行政経営課長、同課補佐
＜所管部局＞企画財政部長、政策企画課長、同課補佐、同課係長
5. 審議概要：

(1) 事案の論点

- 令和2年度に策定予定の市政に係る重要な計画について、新型コロナウイルス感染拡大の影響により策定を延期する計画や予定通りの令和2年度中に策定する計画等の策定時期の方針を決定したい。

(2) 説明概要

- 令和2年6月12日に開催された政策会議にて、「令和2年度中の策定は見送る」に整理していた計画について、改めて個別に状況を確認した。
- 「住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画」は、「予定通り令和2年度中に策定する」と整理した。ただし、計画策定の今後の進捗により、策定時期が令和3年度にずれ込む可能性がある。
- 「第二次船橋市空家等対策計画」、「船橋市立地適正化計画」、「船橋市都市計画マスタープラン」は「策定時期を1年延期し、令和4年4月スタートとする」と整理した。

(3) 質疑・意見等

- 空家の実態調査は令和2年度中に行うのか。
(回答) 今年度中に行う予定である。

(4) 審議結果

提案どおり了承する。